

『中国キリスト教美術の起源（1583～1640年）』（IV）

パスクワーレ・M. デリア

柏木 治 訳

第八章

ジュリオ・アレーニおよびアダム・シャル・フォン・ベルの著作における中国美術

完全を期すために、翻案という意味で中国のイエズス会士によってなされたべつの二つの試みを、手短にはあるがここで紹介しておく。いずれも十七世紀前半のものである。

1635年、ブレシャのイエズス会士ジュリオ・アレーニ師（1582-1649）は『出像経解』を出版し、そこに約五十枚のナダールの版画——そのうちのごく少数はダ・ローチャによってすでに復元されていた——を復元した¹。しかしここでの翻案はそれほど出来のよいものではなかつ

¹ ローマのヴィットーリオ・エマヌエーレ図書館にはこの著作が一部所蔵されている（72, C. 537）。アレーニの著作をナダールの著作と照合して、わたしは次のような一覧表をつくることができた。

アレーニ	主題	ナダール	
1.	受胎告知	CVII	p. 404 以降
2.	聖母マリアの聖エリザベト訪問	CXLIX	p. 576
3.	キリスト降誕	V	p. 16
4.	割礼	VII	p. 28
5.	三博士の訪問	IX	p. 34
6.	清めの式	XX	p. 78
7.	律法学者のあいだでのイエス論争	X	p. 42
8.	イエスの誘惑	XXV+XXVII	p. 90+91
9.	ヨハネの説教	IIII	p. 10
10.	カナの婚礼	XI	p. 46
11.	イエス、神殿より商人を追い出す	LVII	p. 176

12.	サマリア女	LI	p. 160
13.	ペテロの義母の癒し	L	p. 156
14.	イエス、嵐を静める	XIII	p. 56
15.	麻痺患者の癒し	XXXII	p. 108
16.	イエス、やさしさを説く	CXXXII	p. 512 以降
17.	ナインでの寡婦の息子の蘇生	LX	p. 184
18.	ヨハネ、二人の弟子をイエスのもとに送る	II	p. 6
19.	マグダラ、イエスの足に塗油する	LXIX	p. 208
20.	種を撒く人の寓話	XVII	p. 66
21.	パンの奇跡	LVI	p. 174
22.	イエス、海上を歩く	XXIV	p. 86
23.	カナーンの女	XXXI	p. 104
24.	受難の予言	XVIII	p. 70
25.	キリストの変容	XXXII	p. 110
26.	先天的盲目者の癒し	LIX	p. 180
27.	富者	XXXVII	p. 124
28.	ラザロと富者の死	XXXVIII	p. 126
29.	労働の契約	XVI	p. 62
30.	ラザロの蘇生	LXI+LXII+LXIII	p.186+188+190
31.	イエスに対する謀議	LXX	p. 212
32.	エリコの盲目者たちの癒し	XIX	p. 74
33.	荘厳なるエルサレム入城	LXXIII	p. 228
34.	王子の婚礼の寓話	CXLIII	p. 550
35.	洗足	LXXVII	p. 240
36.	聖体の創設	LXXVIII	p. 246
37.	庭での祈り	LXXX	p. 254
38.	イエスの逮捕	LXXXI	p. 264
39.	鞭打ち	XCHII	p. 312
40.	荊の戴冠	XCV	p. 318
41.	イエス、十字架の重みに倒れる	XCIX	p. 344
42.	磔	CIII	p. 390
43.	復活	CVIII	p. 410
44.	昇天まで	CXXV	p. 480
45.	昇天	CXXVI	p. 482
46.	ペンテコステ	CXXVII	p. 488

た。顔はたしかに中国風だが、装飾は全体としてナダールのままだった。とはいえ絵師は幾度か (8 番、30 番、47 番、49 番)、原画では二枚あるいはそれ以上だった銅版画を一つの図案のなかにまとめている。また一度だけ (19 番)、原画で右側にいた人物を復元では左側に、また左にいた人物を右にという具合に、その位置を交替させた。

四年後の 1640 年 9 月 8 日、アダム・シャル・フォン・ベル師 (1592-1666) は、リッチが 1601 年に贈ったチェンバロを皇帝にかわって修理しなければならなかったので、この時を利用して宗教的な贈物を二つ献上した。1617 年にバイエルンのマクシミリアン一世が中国の皇帝のためにトリゴーに託していたものである。献上物の一つは、彩色蠟で三博士礼拝を描いたものであった。もう一方は、150 枚からなる美しい羊皮紙で、豪華に印刷された『イエスの生涯』の重要な 45 場面が収められており、相当する福音書の本文もついていた。この『生涯』には、表紙代わりの銀の薄板上につぎのようなラテン語の献辞があった。「聖なる四福音書による、神の子にして聖処女の子、われらが主イエス・キリストの生涯。ライン・パラティン伯にして両バイエルン公たるマクシミリアンによって、贖罪の年 1617 年に中国の偉大で力ある皇帝君主に贈られる」²。

出版物の中身のいくらかを崇貞帝に理解してもらうために、この機をとらえてシャル師が『信呈書像』という中国語の書物を出したが、これは 48 枚の図版を復元し、それに簡単な釈義上の注記をつけるというものであった³。ここでもまた人物の顔は概して中国風で、同様に装飾も中

47.	埋葬と聖母被昇天	CLI+CLII	p. 584+586
48.	マリアの戴冠		欠如
49.	最後の審判	I+XXVIII	p. 1 の前+p. 96 以降

² VAETH, *Johan Adam Schall von Bell*, S. J., Cologne, 1933, pp. 35-36.

³ 以下がこの書物にシャルによって復元された聖画のリストである。この本はローマのヴェットリオ・エマヌエーレ図書館に一部所蔵されている。

1. 三博士の礼拝
2. 四福音家とイエスの名
3. 天地の主
4. 受胎告知
5. 訪問
6. マリアの系譜
7. イエスの降誕
8. 三博士
9. イエスの献納

-
10. 律法学者のなかのイエス
 11. イエスの洗礼
 12. カナの婚礼
 13. 船で眠るイエス
 14. 麻痺患者の癒し
 15. ヤイロの娘の蘇生
 16. 真福八端
 17. ナインでの寡婦の息子の蘇生 (生き返らされた者の顔は女性の顔である)
 18. 種を撒く人
 19. 使徒の伝道
 20. パンの奇跡
 21. 波の上を歩くイエス
 22. キリストの変容
 23. サマリアの女
 24. 放蕩者を迎える父
 25. 貧しいラザロと富者
 26. ラザロの蘇生
 27. イエスの荘厳なるエルサレム入城
 28. イエスの誘惑
 29. 審判
 30. 聖餐
 31. 洗足
 32. 聖体拝領
 33. ゲッセマネの庭のイエス
 34. イエスの逮捕
 35. カヤパの前のイエス
 36. ペテロの交渉
 37. 法廷に連れ出されたイエス
 38. 鞭打ち
 39. 荊の戴冠
 40. 群集が叫ぶ「十字架にかけろ」
 41. カルヴァリオの丘に連行されたイエス
 42. 磔刑
 43. 二人の泥棒のあいだで十字架にかけられたイエス
 44. 埋葬されたイエス

国的なものであった。とはいうものの、ヨーロッパの原画がはっきりあらわれていて、西洋スタイルのままに残された家の内部はとくにそうである。

結論

わたしが提示した文書と資料から、いまやふたつの有益な結論が得ることができる。

その第一は——それはこの論考の目的でもあった——、中国美術をキリスト教美術に適用するという問題は、今日まで思われてきたのとは反対に、二十世紀をまって着手されたのではない、ということである。逆にこの問題は、リッチやその直接の後継者の時代から今日的な方向で取り組まれ、解決をみたものなのだ。これからは、十六世紀末と十七世紀前半にこれら卓越したイエズス会の開拓者たちが築いた多くの功績に加えて、これまで世に知られずにきた思いもよらない功績を挙げなければならないであろう。すなわち、聖なる特徴をもつ現地美術についての問題をかれらが最初に提起し、しかも教皇座の最近の綱領が示している方向でその解決を模索していたという功績である。他の多くの点と同様、この点についてもかれらは時代に先んじ、進むべき道を示し得たのである。

もうひとつの結論、これも劣らず重要なのだが、それは以下のとおりである。折に触れて断言されてきたことであるが、中国での初期イエズス会宣教師たちは「人ビトニトッテハ確カニ躰キノ石」という言葉を想起し、救い主の受難と十字架上の死を教えるのを避けたという。まるで自分たちの説教が中国人によりよく受け入れられるためでもあるかのよう。わたしが比較的最近の論文で証明しようとしたのは⁴、1583年に中国に入ったマテオ・リッチとミケーレ・ルッジェーロが1584~1588年あたりから、はっきりと明解な言葉で、しかも贖い主の磔

45. イエスの復活

46. エマオの二人の弟子

47. 使徒トマスへのイエスのあらわれ

48. イエスの昇天

23番、24番、25番、28番、29番、30番の図版のように、これらの図版のいくつかはいくぶん修正がなされているようだが、ナダールからとられている。たとえば28番ではもともと右側にいた人物がこの書物では左に、そして左にいたものが右にいるというふう。しかし、全体としてこの印刷のもとになっているのはナダールとは別ものである。

⁴ 「マテオ・リッチによって中国文人に遺漏なく紹介されたカトリック教義——350年前の未刊の中国資料による」、『カトリック文明』 *Civiltà Cattolica*, 1935, II, 35-53.

を除外せずに、カトリック教義全体を中国の文人に伝えていた、ということである。べつの幸福な巡り合わせから、リッチの最初の協力者の一人によって北京で1610年、すなわちこの中国布教の創設者の没年に印刷された稀書を手にすることができたが、その本ではたっぷり28葉、つまり56頁が福音書と神学の教えに則って救い主の受難に割かれている。このすばらしい発見はべつのあらたな論文のテーマとして、中国における初期イエズス会士たちの説教のまっつき正当性をさらにしっかりと立証するつもりである⁵。

⁵ こう言ったからといって、この宣教師たちが絵画や聖画をヨーロッパに求める際、受難が描かれたものを時に意識的に避けていたことを知らないわけではない。しかし、こうした除外は基本的に一時的なもので、もっぱら異教徒に対してであって決してキリスト教徒に対してなされていたものではなかった。この除外については、少なくとも三つの文書をわたしは知っている。1585年、すなわち宣教師たちが中国に身を落着けた二年後で中国人のカトリック教徒が19名にすぎなかった年に、リッチによって書かれた文書、1599年のカッターネオの文書、そして同年のディアスの文書、である。これらどの文書においても、問題になっているのは、皇帝であれそれ以外の者であれ、異教徒になすべき進物であって、新信者や洗礼準備者に分配する聖画ではない。さらに、これらの文書のそれぞれには、こうした除外が始めのうち、つまり、異教の中国人がまだ受難を理解していないときのみ有効であることがはっきりと言われている。以下はリッチの文書である。「もし猥下がそちら〔ローマ〕から何か、たとえば(…)聖画、といってもかれらがまだ理解できない受難のそれでないようなものをお送りくださるのであれば、それは主への大いなる奉仕となるように思われます」(R. II, 60)。カッターネオは異教徒になすべき贈物を総会長に頼みつつ、1599年10月12日につきのよう書いた。「異教徒にとっては突飛なものなので、いまに限っては受難に関わるものでありませんように。というのも異教徒にそれを見せるともっと迷ってしまうからです」〔原文ポルトガル語〕(ARSI, Jap. Sin., 13, f. 319 b)。ディアスも二ヵ月後の同年12月12日に同じ意味合いで書いている。「しかし、さしあたってはその聖画が受難劇であるのはよろしくありません。この異教徒たちは聖ルカのものとする救い主や聖母の絵でなければ受け入れないでしょうから」〔原文スペイン語〕等々(ARSI, Jap. Sin., 13, f. 359 b)。少しでも異教徒との経験を共にしたことのある良識人ならだれもこの慎重さ憤慨しないだろうし、やりすぎだと責めもしないだろう。けれども1620年以降、文書に言及されている事実が証明しているように、イエズス会宣教師はこの慎重な、そして一時的にしかたなくおこなっていた「節約」を以前ほど重視しなくなったようにみえる。ところでキリスト教徒向けの受難図についていえば、中国の宣教師たちは疑いなく日本で続けられていた方法にならうことになったはずだ。さしあたっては、日本に関することであり、この問題全体に深入りしたくないので、目下の目的のためにマルコ・フェッレーロ師のつぎの文書を引用して十分としよう。かれは本草から1587年10月25日付でアックァヴィーヴァ総会長に対し、「足元には聖母と聖ヨハネとマグダラのマリアがいるような磔刑図、しかも十字架のまわりには涙する天使たちのいるような磔刑図の銅版画をひとつ」求めている。さらに加えて曰く、「猥下、それはこちらのわがキリスト教徒たちに見せるのによいのだ

とはいうものの、この小論は前述の伝承を十二分に打ち消すものだ。ダ・ローチャの『念珠規程』のなかの五枚の受難図、アレーニの『出像経解』中の同主題による六枚の図版、シャルによって崇貞帝にまで贈られた『信呈書像』の十二枚の板絵は、その感動すべき重要性に疑いの余地はなく、1635年、1640年と同様、1620年においてもイエズス会宣教師たちが普及目的の聖画によって民衆と有力者の双方にイエス・キリスト全体を、さらに「コノ十字架ニカケラレシ者」を躊躇なく教えていたことの確かな証拠である⁶。

(完)

ということをお知りいただきたい（この者たちの信心深さといったら、わたしが恥ずかしさで顔を赤らめるほどです。なにしろこの都に旅立つに際してアグスティーノ・リヴァウド同志がわたしにくれた『われらが主の生涯』の図画本をかれらにみせると、受難劇の哀れみの涙が好きだと言いつけてやまないのですから）。ですから、いまごろはもう刷り終わっているにちがいないナダール師の本を一冊お送りくださればありがたく存じます。」（*ARSI, Jap.-Sin.*, 10, f. 286 a-b）さらに二年後、1589年10月9日、かれはふたたびこの磔刑の聖画をもらうべく執拗に繰り返している。*ARSI, Jap.-Sin.*, 11, f. 182 a 参照。

⁶ 同様に上述（『或問』第十二号、p. 70、註2）も参照のこと。